

東近江市立コミュニティセンター利用団体登録要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、東近江市立コミュニティセンター（以下「センター」という。）を中心に活動するサークル・団体等の自発的かつ自主的な活動を推進させるとともにコミュニティ活動の促進に寄与することを目的に、センターを定期的に利用する場合における手続き等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱におけるサークル・団体とは、教室・サークル等がセンターにおいて市民が教養を高め、よりよい地域文化の向上を図るために市民自らが集団で自発的、計画的かつ継続的に行う学習活動を行う団体で、センターを専ら定期的に利用する団体をいう。

(登録の要件)

第3条 センターを利用するサークル・団体は、次の要件を具備しなければならない。

- (1) 営利目的の団体でないこと。
- (2) 社会教育法の規定に抵触しないこと。
- (3) 学習計画、会員名簿を有し、円滑な運営がなされ、積極的な学習活動が推進されること。
- (4) センターの生涯学習、地域福祉及びまちづくり活動の推進に関する事業への参加・運営に協力すること。
- (5) 構成員は5人以上とし、そのうち6割以上が本市に在住している者であること。
- (6) 定期的に利用する回数はおおむね年10回以上とすること。
- (7) 運営経費について、講師又は助言者への謝金は高額にならないものとし、教材費は実費とすること。
- (8) 広く市民に紹介・開放し、誰もが入会し活動できるものとする。
- (9) 現代的課題（人権・環境・福祉・青少年・男女参画等）をテーマとした学習に努めること。
- (10) 前各号に定めるもののほか館長が特に指示した事項。

(登 録)

第4条 サークル・団体がセンターに登録しようとするときは、コミュニテ

ィセンター利用団体登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の場合において適当と認めたときは、コミュニティセンター利用団体登録書(様式第2号)を交付する。

3 登録内容に変更が生じた場合又は廃止しようとする場合は、市長に速やかにコミュニティセンター利用団体登録変更届(様式第3号)を提出すること。あるいは、その旨の申し出があった場合、同様の取り扱いができるものとする。

4 利用団体登録は、各センターの単位で登録する。事故ある場合はこの限りではない。

(運営実績の報告)

第5条 登録団体は、館長の指定する日までにコミュニティセンター利用登録団体実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(許可の取消)

第6条 市長は、許可を受けている者が第4条の申請又は前条の報告が事実と異なる場合、又はこの要綱の他の関連条規に反したと認めるときは当該許可を取り消すことができる。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、利用団体に登録されたときは、別に定める規定に基づきセンターの使用料を減額することができる。

(代表者会議)

第8条 館長は、必要に応じて自主教室の代表者会議を開催することができる。

(使用の調整)

第9条 館長は、センター事業等その他の事情により使用日を変更することができる。

付 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。